

桃山公園の魅力向上事業に関するQ&A

事業の目的・内容など	Q1	魅力向上とは何ですか。	A1	都市公園などが持つコミュニティ、憩いの場、防災機能などのポテンシャルを最大限発揮させるための施策です。具体的には、民間事業者との連携による再整備と公園の特性に応じた管理運営を推進し、活性化させることで都市公園魅力向上を図るのものです。
	Q2	多様な主体とはどのようなものですか。	A2	多様な主体とは、行政、民間事業者、地域住民、ボランティア、専門家など、公園に関わる人のことを指します。
	Q3	なぜ、民間事業者と連携するのですか。	A3	近年、様々なニーズの多様化、公園施設の管理水準の向上、行財政運営の一層の効率化などが課題となっており、これまでの管理方法では将来的に今の管理水準を維持できない可能性があります。これらの課題に対応し、公園の魅力向上に繋げるためには、これまでの市と地域住民の取組のほか、民間の資金やノウハウを活用した効率的で効果的な公園運営が必要であると考え、民間事業者との連携を進めます。
	Q4	上記質問の回答で、今の管理水準を維持できない可能性がありますという根拠を教えてください。	A4	市で管理している公園などの総数は年々増加しておりますが、維持管理費はここ数年横這いで増加する見込みがありません。人件費なども高騰し、施設の老朽化が進む中で、今のままでは管理水準を維持できないと判断しています。
	Q5	なぜ、桃山公園・江坂公園から事業を進めますか。	A5	面積規模が大きく、都市公園が持つポテンシャルを発揮しやすいこと、民間事業者の参入意欲が確認できたことから、桃山公園・江坂公園から進めることを決めました。
	Q6	サウンディング型市場調査は談合にあたりませんか。	A6	サウンディング型市場調査は民間事業者の意見や新たな提案の把握などを行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法であり、国のマニュアルにも記載された制度でもあるため談合にはあたりません。
	Q7	どのように再整備と管理運営を進めますか。	A7	都市公園法の改正により創設されたパークPFIという制度を活用し、既存の公園施設の改修、民間事業者が運営する収益施設の設置などを行います。また、管理運営については、指定管理者制度を活用します。なお、民間事業者との連携により相乗効果を発揮するため、パークPFI事業者と指定管理者は一括で公募します。
	Q8	パークPFIはどのような制度ですか。	A8	飲食店などの収益施設の設置と、収益施設から生じる収益を活用して、その周辺の園路、広場などの整備や改修などを一体的に行う制度で、事業者は公募により選定します。市の費用負担を抑えつつ、民間事業者の創意工夫による高質な施設の整備が可能となります。
	Q9	パークPFIを使わないと公園施設を国費で整備することはできませんか。	A9	一般的にパークPFIを使わなくても公園整備に国費を導入することは可能です。しかし、パークPFIを使うことにより、通常では国費の対象とならない施設に対しても国費を充てることができるため、コスト縮減などのメリットがあります。
	Q10	民間事業者の収益を特定公園施設に充当する割合はどれくらいですか。	A10	特定公園施設建設にかかる事業費の1割以上です。
	Q11	その割合を算定した根拠は何ですか。また、もっと民間に支出させた方がいいのではないですか。	A11	国庫補助要件における市負担の割合が9割以下であること及び他市事例において9割以下が多いことを考慮し、9割以下とする予定ですが、事業者サウンディング及び事業者の提案により市の負担が減少する可能性があります。
	Q12	パークPFIの導入実績はどれくらいありますか。	A12	全国48公園で導入されています(令和2年7月現在)。府内では、堺市や東大阪市などの公園で導入されています。
	Q13	パークPFIのデメリットはありますか。	A13	他市の事例も聞いていますが、デメリットは聞いていません。メリットが多いと判断し導入することにしました。

	Q14	指定管理者制度はどのような制度ですか。	A14	地方自治法に基づく制度で、今まで市が実施してきた公園施設の管理運営に関する権限の一部を民間事業者に委任する制度です。 トイレ清掃、樹木の剪定などの日常管理と一部の許可権限などなどは指定管理者が行いますが、公園の改変に関する許可など、根幹的な権限は市が持ち続けます。
	Q15	国の法律ができたからと言ってパークPFIに桃山公園がならなくてもいいのではないですか。	A15	桃山公園の課題や、今後の目指す姿を実現するための手法として、パークPFI事業で実施することとしました。
	Q16	業者が提案する整備改修費用はどのように管理されるのですか。5～20年の指定後はどうなりますか。	A16	基本協定を締結し市負担額を決定します。事業者による工事完成後、清算払いを行います。
	Q17	売店や飲食店などの収益施設から生じる毎月の収益のうち、一定割合が公園の管理運営費に充てられるのですか。	A17	収益額に応じた還元策は、公募時に民間事業者から提案を受ける予定です。
	Q18	公募対象公園施設と特定公園施設のどちらが優先して計画されるのでしょうか。	A18	公募対象公園施設、特定公園施設とも、公園の魅力向上や公園利用者の利便性の向上を目的に設置するものであり、計画の優先度に差異はありません。
	Q19	収益施設の規模を縮小すると、トイレ、東屋、遊具のグレードは下がるのでしょうか。	A19	トイレ、東屋などは、一定のグレードを求めます。トイレなどの整備は収益施設の規模だけに左右されるものではありません。
	Q20	公園の維持管理に必要な財源が足りないことが本当の理由では。	A20	将来的な財政危機も事業実施に至る理由の一つですが、現在の公園の魅力をより高めることが事業目的です。
事業概要	Q21	どのようなプロセスで指定管理者を選定しますか。	A21	募集要項を公表して民間事業者を募り、提案内容について指定管理者候補者選定委員会で協議し、指定管理候補者を選定します。その後、議会にて指定管理者を決定します。 また、パークPFIの事業者についても、指定管理者と一括で選定します。
	Q22	コロナ禍においても、民間事業者の参加が見込まれますか。	A22	現時点で数社から事業への参加意思を確認しており、参加が見込まれます。
	Q23	民間事業者から優れた提案がない場合はどうなりますか。また、1者しか提案がない場合でも自動的に指定管理者に選定されますか。	A23	民間事業者の評価にあたり、最低評価点を設定します。最低評価点を満たす民間事業者がいなかった場合は、選定しません。1者しか提案がない場合でも同様の基準で評価します。
	Q24	指定管理期間が20年以内と長いですが、経営状況の悪い民間事業者は指定管理者に選定されませんか。	A24	選定委員会では、事業期間全体の収支計画や事業者の経営状況などを確認します。事業開始後も、毎年の収支計画の提出を求めるなど、経営状況の把握などについてモニタリング調査を行い、必要に応じて、指導や協議を行います。
	Q25	選定委員会のメンバーに一般市民は含まれますか。	A25	選定委員は、公園緑地をはじめとする各専門分野から専門性、中立性、実績などを総合的に判断して選定し、市民委員は含まれません。 なお、地域からの要望などは委員会の場でお伝えします。
	事業者選定	Q26	審議会メンバーの開示、賛否両派の市民委員を加えるべきですがご見解をお示しください。	A26

	Q27	選定委員会は何人で構成されていますか。	A27	5人です。
	Q28	選定委員について、市が作為的に選んでいませんか。	A28	選定委員については専門性、中立性、実績などを総合的に判断して委嘱しています。
	Q29	選定委員会は公開されますか。	A29	選定委員会は、公募という性質上、非公開で実施しますが、事業者決定後には、委員名簿、議事録などを公開します。
	Q30	公募条件は公表しますか。	A30	公募は公表します。
	Q31	事業者の提案内容は公表しますか。	A31	指定管理者候補者のみ、提案概要について公表する予定です。
事業スケジュール	Q32	令和3年2月定例議会で何が承認されましたか。	A32	以下の3点が承認されました。 ①主要公園について、民間活力を導入したパークPFI等による再整備と指定管理による管理運営をR4年4月から実施するための条例等の改正 ②パークPFI事業者及び指定管理者を公園毎に一括公募し、同一事業者を選定・指定し、桃山公園と江坂公園から実施 ③上記事業実施に向けての予算措置
	Q33	スケジュールありきで進めないでほしい。	A33	政策決定の後、令和4年から事業を実施するための予算議決をいただいております。再整備を進めていく予定です。予算は執行することを前提に措置されているものです。予算を翌年度に繰り越すなどの事務手続きは、制度上、用意されていますが、事業課としては、議決内容を受け止め、事業効果の早期発現に向け、進めさせていただく予定です。
	Q34	今後のスケジュールはどうなりますか。	A34	令和3年8月初旬に公募を開始し、令和3年12月にパークPFI事業者及び指定管理者候補を一括で選定します。令和4年3月に議会での議決を経て、令和4年夏からパークPFI事業と指定管理開始の予定です。
	Q35	公募が急に始まることはないですか。	A35	今回お示ししている公募概要及びQ&Aをもって、公募手続きを進めさせていただきます。
	Q36	募集要項が決定する時期はいつですか。	A36	8月初旬には公募を開始する予定です。
	Q37	質問、意見を7月6日までとする理由は何ですか。期日を区切らなければならない事情を具体的に示してください。	A37	これまでもアンケートやパブリックコメント、説明会などで住民のご意見は伺ってきました。今回の質問、意見については前回の説明会に来れなかった人や時間がなく意見などを言えなかった人の補完のためのものですので、期間を設定させていただきました。

事業効果	Q38	民間事業者に任せることで変わる点は何ですか。今よりも環境が良くなりますか。	A38	民間事業者と連携することで民間の創意工夫を公園運営に活かすことができ、公園毎の特性を活かしつつこれまで以上に柔軟できめ細かな公園運営が可能となり、現状よりも公園環境は良くなると考えています。
	Q39	パークPFIを進めることによって、どれくらいの財政負担の軽減になりますか。また、職員の削減につながりますか。	A39	パークPFIにより整備費は桃山公園で1,300万円減、江坂公園で3,500万円減となることを想定しています。管理運営費としては指定管理20年間により、桃山公園8,000万円減、江坂公園で6,000万円減となることを想定しています。管理委託したからと言って引継ぎなどがあるためすぐに職員削減はできませんが、長期的な視点では職員の削減になると考えています。
	Q40	桃山公園の全体の収支の考え方を聞きたいです。	A40	(再整備) ・飲食店などの収益施設は、全額事業者が負担します。 ・トイレ更新などについては、一部、事業者負担いただきます。 (指定管理) ・管理運営費用については、全額市が負担します。※事業者が自主事業の収益を追加することは可能
	Q41	事業の効果はどう測定しますか。	A41	公園の維持管理・運営状況の利用者満足度、コスト縮減などを用いた測定方法を考えています。
再整備の概要	Q42	再整備される公園施設は何ですか。	A42	公募対象公園施設としては、①水辺の飲食店新設、②飲食店や売店等の収益施設(パークセンター含む)新設、③駐車場新設 特定公園施設としては、④メインエントランス改修、⑤便所、東屋、健康器具系施設の撤去・更新、を再整備の必須項目とする予定です。 その他、応募事業者任意の提案内容を公園に反映させることで桃山公園の目指すべき姿が実現するように再整備を行います。
	Q43	事業者から任意の提案がもらえることはありますか。	A43	任意の提案もあると考えています。
	Q44	公募対象公園施設とは何ですか。	A44	事業者が設置する飲食店、売店などの収益施設のことを指します。
	Q45	特定公園施設とは何ですか。	A45	飲食店、売店などの収益の一部を使って整備された広場、園路などの公共部分を指します。
	Q46	それぞれの施設規模はどれくらいですか。春日大池を含む公園全体の面積の12%(建蔽率上限)まで建築しますか。	A46	募集時には各施設の規模を規定しないこととし、可能な限り自然環境への負荷を軽減させる提案を求めます。 当初は、 ①水辺の飲食店新設:500㎡、②飲食店や売店等の収益施設(パークセンター含む):約700㎡、③駐車場、30台程度、約600㎡、④入口広場約1,066㎡と想定していました また、新しく更新される ⑤便所、東屋、健康遊具スペースは、原則として現状と同規模程度で公募を行う予定であり、建蔽率の上限までの施設整備は行いません。
	Q47	桃山公園は小さな公園で、PFIを導入できる公園ではないのですか。	A47	パークPFI事業は、各公園の特性に応じて実施するものであり、桃山公園の規模に応じた内容にて事業を進めていきます。
	Q48	契約期間終了後、施設はどうなりますか。元に戻りますか。	A48	公募対象公園施設については、事業者にて施設撤去を行い、次期の公募を行う予定です。
	Q49	バリアフリー対策について、どのように考えていますか。	A49	バリアフリーに関する法令などを遵守して再整備します。また、バリアフリー吹田市民会議を開催し、再整備や管理運営の意見を聞き、反映できるものについては事業に反映させます。 バリアフリー吹田市民会議とは、吹田市が行う公共施設の新設またはバリアフリー化のための改修工事に際し、意見交換を行うための会議です。

Q50	桃山公園は地域防災計画で一時避難地に指定されていますが、防災施設は整備されますか。	A50	一時避難地に指定されている公園の便所には防災物品の収納スペースを設け、組立簡易式トイレ、または、携帯トイレを備蓄することで防災機能を付加する予定です。
Q51	目指すべき姿と施設配置図(案)の違いは何ですか。	A51	駐車場と収益施設の位置を変更しました。近傍に住宅地が近いのと収益施設を北側に集約した方がよいと考えました。また、自然環境に負荷がかからない駐車場のイメージ図としました。
Q52	目指すべき姿で駐車場と収益施設を予定していた南側はどうなりますか。	A52	そこに新たな施設整備は考えていません。
Q53	環境に配慮し、建物や建設予定地の変更は可能ですか。	A53	トイレを除き、お示しの配置案にて公募を実施する予定です。
Q54	条例にある「自然の豊かさを守る」ことがパークPFIですか。	A54	パークPFIにより、公園のさらなる魅力向上を目指しています。
Q55	今回の再整備は、吹田市第3次環境基本計画の内容と矛盾しませんか。	A55	今回の再整備については、公園みどり室が改訂した吹田市第2次みどりの基本計画を基に進めています。吹田市第2次みどりの基本計画は吹田市第3次環境基本計画と整合性が取れている内容であるため、矛盾するものではありません。
Q56	駅に直結する公園に駐車場が新たに必要でしょうか。吹田市第3次環境基本計画に示された政策(みどりを継承する、自動車に過度に依存しない交通環境整備)とも合致しませんが、今後どのように取り組まれるのでしょうか。	A56	「吹田市第3次環境基本計画」の分野別目標の中に、「自動車に過度に依存しない交通環境整備」という項目はありますが、一定規模の自動車駐車場の設置は必要であると考えています。駐車場規模については、公園内の各施設規模の見直しなどにより、最小限度に留める予定です。
Q57	今後、樹木を伐採した場合、新御堂側道と公園に流れ込む車の排気ガスをどのように遮断していくのか環境影響評価をお教えてください。	A57	今回の整備では一部の樹木撤去を行うこととなりますが、新御堂筋側道沿いの全てを伐採するものではありません。施設規模や設計内容の検討により、公園への環境負荷を最小限に抑える予定です。
Q58	空調室外機から排出される暖気が公園内に残された樹木に悪影響や静寂さを破壊することも予想されます。本件の環境影響評価もお教えてください。	A58	収益施設設置に伴う設備関係については、遮蔽植栽を行うなど、環境や景観に配慮した設計とし、公園への影響を最小限に留めます。
Q59	この事業によって、どの程度環境に影響を及ぼしますか。また、その対策は考えていますか。	A59	新たな施設整備により、一部樹木の伐採を伴いますが、施設規模、レイアウトの工夫や各種の緑化手法により、公園全体として大きな影響はないと考えています。
Q60	吹田市環境基本条例とパークPFIの整合性をお伺いします。駐車場・施設に利用するための伐採に関して整合性はありますか。桃山公園をパークPFIに指定しないことはできませんか。	A60	パークPFI事業及び指定管理者制度にて事業を実施することは、議会の議決を経て行うものです。本事業において一部樹木の伐採を伴いますが、吹田市環境基本条例とは整合性が図られているものと考えています。
Q61	伐採される樹木の本数はどれくらいですか。	A61	事業者の提案内容によるため、一概には言えませんが、自然環境に配慮した再整備を行います。
Q62	このようなきれいな場所をなぜ壊すのですか。	A62	駐車場などの整備により、ある一定の樹木を撤去しますが、公園の見どころを全て損なうような伐採は行いません。例えば駐車場におきましても、自然環境に配慮した整備を条件にする予定です。結果としてこの公園全体がより良くなるものだと考えています。
Q63	補植はしますか。	A63	必要に応じて補植を行います。

環境保全

Q64	伐採本数は総数でどれくらいですか。	A64	最大で30本程度を想定していましたが、各施設の規模を規定しないことにより、可能な限り自然環境へ負荷のかからない提案を求め伐採本数を減らす予定です。
Q65	緑被率の目標値が達成できていないのに木を伐採するのはいかがでしょうか。	A65	緑被率の達成は、公園のみで達成できるものではなく、開発事業や道路、民有地の緑化などでみどりを生み出す必要があります。 今回の再整備は、緑被率の目標値を定めた吹田市みどりの基本計画に基づき実施するものです。
Q66	千里ニュータウン開発当時と現在では緑地が減っています。どれくらい減っていますか。	A66	数値は把握しておりません。 ただし、千里ニュータウンを含む地域では、千里ニュータウン・万博・阪大地域の緑被率は、吹田市みどりの基本計画によると、45.5%(平成16年)→47.6%(平成25年)となっています。
Q67	春日大池は今回再整備されますか。	A67	春日大池と“千里の竹林”により形成される千里丘陵の原風景を保全・活用するため、基本的には現状を維持します。
Q68	水鳥への配慮はどのように考えていますか。	A68	工事実施時期、水鳥の生活環境の保全などについて、専門家等の意見を聞き、事業を進める予定です。
Q69	水鳥が来やすい環境を維持できるのか。	A69	工事内容、工事実施時期などについて配慮し、環境を維持していく予定です。
Q70	市内でも特に貴重な渡り鳥の飛来地になっていることが、本公園の文化的・景観的価値を高めていることについてどのように評価されていますか。	A70	春日池が市内のカモの最大の生息地であること、春日池でのみ確認出来ない種もいることは十分認識しており、野鳥への影響がないよう、事業を進めていきます。
Q71	商業施設などの新設が渡り鳥の飛来にどのような影響を与えると予想し、専門家の意見を聞きながらの対応を取っておられるのかお聞かせください。	A71	既に専門家にもヒアリングを行っていますが、設計、工事内容についても引続き協議を行う予定です。
Q72	現在、何種類の渡り鳥がいつ・どれくらいの数飛来しているのかデータを持っているなら提示してください。	A72	日本野鳥の会大阪支部有志による令和3年1月の調査結果によると、カモ類だけ133羽の確認が報告されています。
Q73	遊戯場で騒ぐと水鳥に影響するのではないですか。	A73	遊戯場の規模、内容については、水鳥への影響も考慮の上、検討を行います。
Q74	水草と悪臭の関係は調べましたか。	A74	専門的な調査は実施していませんが、池底に堆積した水草が水質の悪化を招き、悪臭の原因の一つとなっていると考えています。
Q75	ヤマサギソウやアイエナなどの希少種の調査はしましたか。	A75	希少種の調査は行っていません。
Q76	春日大池の回遊式園路は、アスファストやコンクリートで舗装されますか。	A76	環境への配慮を行い、アスファルトやコンクリートの舗装は考えていません。
Q77	公園の都市化と反対に、水辺の自然復帰化はしないのですか。	A77	春日大池と“千里の竹林”により形成される千里丘陵の原風景を保全・活用するため、基本的には現状を維持します。

再整備

Q78	子どもが虫取りや土遊びができる環境は保全できますか。	A78	そのような場所が無くなることはありません。
Q79	地球温暖化に対する植物の役割についてどのように考えていますか。	A79	植物が地球温暖化対策に役立っていると考えています。
Q80	切ってもいい木、だめな木をわかっていますか。	A80	公園内の樹木については、公園全体の魅力向上を目的に必要なに応じて更新や伐採を行っていく予定です。
Q81	以前、池にいた鯉がいなくなりましたが、市が売ったのですか。	A81	池の鯉を市が売ることはありません。
Q82	アヒルを2～3羽増やしてやる計画はありませんか	A82	現在は計画していません。
Q83	桃山公園は、徒歩圏内の住民の利用を想定した地区公園ですが、駐車場は必要ですか。	A83	桃山公園は、都市公園法の地区公園と位置付けていますが、徒歩圏内の住民のみを対象とした公園ではありません。駐車場については、広域的な利用を促し、障がいのある方も含む、すべての公園利用者の利便性を向上させるため設置する予定です。
Q84	駐車場の場所と規模はどれくらいですか。	A84	位置は、新御堂筋に面して北側の桃山台駅付近に設置、台数については、30台程度が必要としていましたが、施設規模の縮小も含めた提案を求めます。
Q85	なぜ北側に駐車場を設置することになったのですか。	A85	収益施設を北側に予定していることと、住宅地への影響を軽減するためです。
Q86	前の説明会では駐車台数を60台と言っていましたが、今回30台となったのはどうしてですか。	A86	60台はその時の事業者の提案内容を説明したもので、前回に説明した30台は市が決めた台数です。
Q87	30台の根拠を教えてください。	A87	新しい施設内容や他の公園の駐車台数から算出しました。
Q88	駐車場の台数を減らせれば、桃山公園のシンボルともいえるラクウショウの並木を伐採しないですむ方法が考えられるのではないですか。	A88	駐車場規模については、公園内の各施設規模の見直しなどにより、最小限度に留める予定です。
Q89	北側の駐車場の予定地の近くが通学路になっているのを知っていますか。また、その対策はどのようなものですか。	A89	通学路については、桃山台小学校に確認を行っています。通学路は引き続き確保します。歩車分離で通学には影響がでないようにします。
Q90	駐車場予定地の近くに高速バスのバス停がありますが、駐車場の入り口の支障になりませんか。また、1日に何台くらい停車するのですか。	A90	警察や大阪府と事前の協議はしていますが、具体的な位置が決まれば詳細な協議を進めます。バスの発着時刻は調査済みです。
Q91	どのような駐車場を想定していますか。	A91	自然環境や景観への配慮を行い、できる限り既存の樹木を残すように考えています。

収益施設(駐車場)の設置	Q92	ラクウショウはよく葉が落ちますが、それを考えると伐採の範囲が増えるのではないですか。	A92	できる限り既存の樹木を残すように考えています。
	Q93	駅前なのに駐車場は必要ですか。公共交通機関や周辺の民間駐車場を利用したらよいのではないですか。	A93	駐車場については、広域的な利用を促し、障がいのある方も含む、すべての公園利用者の利便性を向上させるため設置する予定です。
	Q94	府営駐車場の交渉ができなかった(しなかった)理由や、駐車場が本当に必要なのか、駐車場の目的が違うなら目的の変更をなぜしなかったのか、なぜ不正確な情報を説明会で住民に行ったのですか。	A94	府営駐車場については、公園区域外であることに加え、当時は公園の具体的な改修内容が検討されていなかったことなどにより協議を実施しませんでした。不適切な発言(府営駐車場が売却されることを知らなかった旨)があったことはお詫び申し上げます。
	Q95	ガソリンスタンドの廃業の予定は問い合わせしましたか。そこに駐車場を作ったらどうですか。	A95	現在営業しているガソリンスタンドに確認は行っておりません。駐車場については、公園北側に設置を予定しています。
	Q96	駐車場は桃山台スポーツグラウンド内に設置できませんか。	A96	テニスコート横の空き地は、北大阪急行の車両基地の屋根であり、構造的に設置できません。また、駐車場を新設するためには、新たな進入路を造成する必要があるため、設置は不可能です。なお、現在のグラウンド側への管理用車両の進入路は駅前ロータリーからとなっておりますが、一般の利用はできません。
	Q97	駐車場の出入り口はどこになりますか。	A97	新御堂筋の側道を予定しています。
	Q98	駐車場を整備することで新御堂筋の側道が渋滞しませんか。	A98	整備前の警察や大阪府との設計協議や、整備後の指定管理者による交通誘導などにより渋滞対策を行います。
	Q99	駐車場の事故があれば誰が責任を取るのですか。駐車場建設を強行した場合の責任の所在はどうなるのか聞きたいです。	A99	内容に応じて個別に判断されるものと考えます。
	Q100	駐車場新設の費用は事業者が負担しますか。	A100	事業者が負担します。
	Q101	ガソリンスタンドの裏にある園路はなくなりますか。	A101	なりません。
	Q102	スポーツグラウンドの利用者がこの駐車場を利用するのは問題ありませんか。	A102	公園利用者のための駐車場ですが、グラウンド利用者の利用を妨げるものではありません。
	Q103	駐車場の営業時間はどうなりますか。	A103	近隣の環境などを考慮したうえで、事業者の提案内容を受け決定します。
	Q104	駐車場の料金はどうなりますか。	A104	市内の他の公園や近隣の駐車場などの料金を勘案したうえで、事業者の提案内容を受け決定します。
	Q105	駐輪場を複合施設にできませんか。	A105	公園区域外であるため、現時点では予定していません。

収益施設(売店・飲食店など)の設置	Q106	池の北部に飲食店を作ることは決定していますか。	A106	水面を活かした高質でハイセンスな飲食店を設置し、公園の魅力向上を図る予定です。
	Q107	北側に収益施設を集めたのはなぜですか。	A107	収益施設を北側に集約することで、住宅地への影響を軽減するためです。
	Q108	カフェを建設するのが事業の目的ですか。	A108	飲食店を作ることが目的の事業ではありません。公園の魅力向上が目的であり、手段の一つとしてカフェなどを設置するものです。
	Q109	飲食店の場所を変えることができないのはなぜですか。(駐車場の位置は変えてもらってます)	A109	水面を活かした高質でハイセンスな飲食店の設置場所としては、現在の予定地が最も適していると考えています。
	Q110	一番景色の良い場所はお金を払わないといけなくなりますが、それでいいと考えていますか。	A110	事業者には現在の東屋の近くに無料で憩える場所を設置することを提案してもらう予定です。。
	Q111	公園内に飲食店が設置されれば周辺の土地の評価額が下がりますか。	A111	土地の評価額は、公園の施設内容だけで決定されるものではないため、公園事業者の立場からお答えできません。
	Q112	飲食店の料金はようになりますか。	A112	事業者の提案内容を受け決定する予定です。
	Q113	飲食店の営業時間はようになりますか。	A113	近隣住民や自然環境などへ配慮し、店舗の内容によっては夜間の時間的制約を設ける予定です。
	Q114	飲食店の室外機や排気施設などは、どう処理するつもりですか。	A114	募集要項に景観を損なわないよう条件をつけ、事業者からの提案を受け対応します。
	Q115	飲食店の出店者は、地元への還元を考慮すると市内業者にすべきでないですか。	A115	総合的な視点で公園にふさわしい提案を行った事業者を選定することが目的であり、市内業者に限定する予定はありません。
	Q116	コンビニは整備されますか。また、その場合営業時間はようになりますか。	A116	パークセンターを含む売店、飲食店などの収益施設を整備しますが、業態は事業者の提案内容を受け決定する予定です。
	Q117	公園の使用料が2,000円/m ² は不当に安いのでは。	A117	吹田市都市公園条例などにて定められています。公募においては、この金額以上での提案を求めます。
	Q118	施設配置図(案)では飲食店が2か所あるように見えますが2か所つくるのですか。	A118	北側入り口のところは飲食店に限っていません。公園の情報を発信するような施設を併設することを想定しています。
Q119	商業施設がなぜ提案されているのでしょうか。市民の憩いの場所になぜ集客施設が必要なのですか。	A119	売店、飲食店などの収益施設は、都市公園法上設置可能な施設であり、公園利用者の利便性向上を目的に設置するものです。	

	Q120	飲食店の内容、コンビニなどの内容を検討され、よりハイレベルな公園にふさわしい施設としての構想はあるのでしょうか。	A120	この事業は民間事業者からの自由な発想により収益施設などを提案してもらうものです。ただし総合的な視点でこの公園にふさわしい提案がどうかは判断していきます。
	Q121	コンビニやレストランができるとう喫煙者が増えるのではないですか。煙害についての対策はどうしますか。	A121	関係条例などに基づき対応します。
既存の公園施設の改修など	Q122	既存の公園施設は、更新ではなく補修で対応できませんか	A122	中長期的な老朽化やバリアフリー化の状況を考慮し、東屋や便所など一部の公園施設は補修では対応できないため、更新する予定です。
	Q123	更新する東屋の設置場所はどこですか。	A123	現在の設置場所付近に設置する予定です。
	Q124	更新される便所の設置場所はどこですか。	A124	バリアフリーの観点に加え近隣環境への配慮などについても考慮し、事業者提案による施設の全体配置状況をふまえ決定する予定です。
	Q125	更新される健康器具の設置場所はどこですか。	A125	現在の設置場所付近に設置する予定です。
	Q126	遊戯場の場所は狭くないですか。また、新たな遊具と健康器具は必要ですか。	A126	遊戯場の規模、内容については、水鳥への影響も考慮の上、検討を行います。
	Q127	パークセンターとは具体的に何に使う建物ですか。	A127	公園の情報案内や公園利用に関する許認可業務の受付、公園利用者、ボランティア、地域の方々の交流スペースをイメージしています。
	Q128	駅から上がってきてすぐの公園の入り口付近は改良しないのですか。	A128	一部公園外のところがありますが、一体利用にかかる提案を任意で求めることとします。
	Q129	噴水はなぜ止めているのでしょうか	A129	故障により休止しています。
	Q130	工事期間はいつからいつまでですか。	A130	令和4年度から令和5年度の2年間で想定しています。詳細は、事業者などと協議して決定する予定です。

工事施工	Q131	工事施工時期はいつですか。	A131	令和4年夏以降を想定していますが、詳細は事業者と協議して決定する予定です。
	Q132	工事期間中は公園を利用できますか。	A132	一定の範囲に区切って工事を行うため、工事範囲外は利用できます。また、工事期間が長くなる場合は、さらに範囲を区切って工事を行うなど、利用者に配慮します。
	Q133	工事車両の進入路はどこに設けられますか。	A133	新御堂筋の側道を想定しています。
	Q134	工事発注者が市ではなく民間事業者であるため、自然環境に対する十分な配慮が為されない恐れはありませんか。	A134	事業者募集において、自然環境への配慮を条件付けます。また、工事施工においても、施工内容の協議や確認などを継続して行います。
	Q135	指定管理者と市の役割分担はどうなりますか。	A135	指定管理者は、維持管理や使用許可などの日常的な管理運営を行います。市は、大規模改修や占用許可などの財産などに関する管理運営を行います。
	Q136	市から指定管理者への管理運営業務の移行は、円滑に行われますか。	A136	指定期間の開始前に管理運営業務の引継ぎを行うことで、公園の管理運営に支障をきたさないようにします。
	Q137	指定管理者制度を導入することで公園の安全管理に問題は起こりませんか。	A137	公園施設の巡回や施設の定期点検など指定管理者に行わせるとともに、市も調査を行うことにより、安全安心な公園環境づくりに努めます。
	Q138	指定管理者が利益優先の管理運営を行い、これまでのように住民の平等利用ができなくなる恐れはありませんか。	A138	公園の管理運営において、住民の平等利用は必ず確保されるべきものです。指定管理者制度が導入された場合でも、住民の平等利用が損なわれることはありません。
	Q139	指定管理者制度のメリットは何ですか。	A139	市では、500を超える公園などを管理していますので手がまわらないこともあります。指定管理者は桃山公園を専属で管理しますので苦情などの対応も早く、きめ細かな対応が行えると考えています。また、民間の工夫で維持管理費も安価になるものと考えています。
	Q140	これまで禁止されていたバーベキューなどはできるようになりますか。	A140	公園、ボランティア、地域などで構成する公園協議会を設置し、公園の実情に応じた公園利用ルールを検討していく予定です。
	Q141	指定管理者が当初の予想よりも収益が低いなどの理由により店舗が撤退する恐れはありますか。	A141	会社の経営状況、本事業における収支計画のチェックのうえ、適正な事業者を選定します。期間中は、収支報告などを受け、定期的にモニタリングを行うことにより改善が必要であれば随時、協議、指導を行います。事業者に非のない、想定外の事象が発生した場合は、協定の見直しなどの協議を行います。それでも事業者の指定取り消しとなった場合は、市民サービスが低下しないよう、次期事業者決定など迅速な対応を実施します。
	Q142	売店や飲食店などの収益施設の収支が悪化した場合、草刈や施設補修などの維持管理がおろそかになりませんか。	A142	草刈や収益施設などの維持管理に必要な経費は、毎年度、市が指定管理者に支払います。このため、事業者が運営する収益施設の収支状況が維持管理の水準に影響を及ぼすことはありません。
	Q143	苦情や要望などは、市または指定管理者のどちらに連絡すればよいですか。	A143	基本的には、指定管理者に連絡していただくことになります。指定管理者の連絡先は、公園内に整備するパークセンターなどに掲示します。
	Q144	指定管理者の職員は、公園内に常駐しますか。	A144	指定管理者の職員は、公園内に整備するパークセンターで苦情・要望の受付や使用許可に関する事務を行う予定です。パークセンターでの人員体制については、民間事業者から提案を受け決定する予定です。

管理運営

管理運営の概要

Q145	単独の事業者が公園全体の管理運営を行うのですか。	A145	指定管理者の構成は、単独の事業者または複数の事業者で構成するグループを想定しています。指定管理者は、公園全体の総括的な管理運営を行うほか、必要に応じて草刈や施設補修などの維持管理業務を専門業者に委託します。また、売店や飲食店などの収益施設の運営を他の事業者に行わせる場合があります。
Q146	上記質問の回答で、収益施設の運営を他の事業者に任せることができると思いますが、規制がかけられますか。	A146	収益施設の運営を他の事業者に行わせる場合があるとしているのは、指定管理者がグループで構成されていることを想定しています。
Q147	指定管理者に地域の意見・要望を伝える場はありますか。	A147	日常的に意見・要望を述べていただくことが可能です。また、公園の実情に応じた公園利用ルールを検討するため、指定管理者、市、ボランティア団体、地域などの公園関係者で構成する協議会を設置する予定です。
Q148	清掃や花壇管理などのボランティア活動は引き続きできますか。	A148	公園の再整備に伴い活動場所などを変更していただく場合がありますが、引き続き活動できます。
Q149	指定管理者を市がコントロールできますか。	A149	やるべきことは条件として明記の上、業務を行っていただきます。また、モニタリングして、市で定期的にチェックしていきます。
Q150	吹田市が将来においても公園を持ち続けるのですか。大きな権限は指定管理者が持つことになるのですか。	A150	指定管理者制度を導入したからといって、吹田市が公園を手放す訳ではありません。行政の権限の一部を任せるだけで、大きな権限は吹田市にあります。
Q151	市民からの意見に対する窓口が指定管理者になるのは市として無責任では。責任を放棄することが一つの目的なのか。	A151	指定管理者制度では、指定管理者に対して、行政の持つ一部の管理権限も付与されるため、窓口は指定管理者が行います。ただし、引続き市にお問い合わせいただくことも可能であり、市が責任を放棄するものではありません。
Q152	桃山公園の1年間の維持管理費を教えてください。	A152	1年間で約2,000万円の費用がかかっています。剪定や除草、トイレの清掃などの他に職員の人件費も含まれています。
Q153	過去50年間の公園管理運営費(各年度ごと)を教えてください。	A153	過去50年間の公園管理運営費を示すことはできませんが、ここ数年の桃山公園の維持管理費は平均して年間約2,000万円です。
Q154	指定管理者への委託費はいくらですか。また、どれくらいの還元額を想定しているのですか。	A154	指定管理者への委託費は、現在かかっている費用(約2,000万円/年)を基本に算出しますが、民間事業者の提案によりこの金額より少なくなると考えています。
Q155	2,000万円の経費が吹田市にとって大きいとあれば、管理業務も少なくなり人件費の削減の計画をお示してください。市は財源に切迫しているのですか。償却物は市が負担するのですか(池の補修、柵その他人工物)	A155	今後の桃山公園における各施設の老朽化などをふまえると、年間の維持管理費2,000万円を超える多大な支出が想定されます。本事業の実施により、人件費についても長期的な視点で削減されるものと考えます。小規模な補修、修繕については指定管理者が、大規模改修や施設の更新については市が行います。
Q156	民間事業者に公園の管理と運営を20年間委託することのリスクについて、その責任はどこにあるのか。桃山公園の管理が行き届かない場合は、誰が責任を取るのか教えてください。	A156	指定管理者と行政のリスク分担については、内容に応じて一定のルールを定めています。これまで行政が行ってきた業務の一部を指定管理者に行わせることにより、民間事業者ならではのきめ細かな管理運営を行わせます。また、定期的に行政がモニタリングを行うことにより、管理水準の低下を未然に防止します。
Q157	池が汚いとよく言われますが、池の清掃は指定管理者がしてくれますか。	A157	指定管理者に一定の池の管理を義務付ける予定です。
Q158	釣りをしている人が多いが、どこに通報すればよいのですか。	A158	指定管理者が管理を行うまでは吹田市公園みどり室に連絡してください。指定管理者による管理が始まれば指定管理者(パークセンター)へ連絡してください。

Q159	一時避難地となっていますが、災害時に指定管理者は何をするのですか。	A159	施設被害における応急措置を行うほか、市と協力して避難者の誘導などを行います。
Q160	指定管理者制度を導入することで市内業者への受注機会の減少につながりませんか。	A160	業務の一部については、市内業者の参画を義務付けることを検討しています。
Q161	遊具は誰が管理し、事故が起こった時の責任は誰にあるのですか。	A161	指定管理者が管理を行います。事故の内容にもよりますが、事故の原因が設計、構造上に起因する場合は市が、管理上に起因する場合は指定管理者の責任となります。
Q162	池の藻を時々刈り取り掃除すべきと思いますが、予定はありますか。	A162	指定管理者の業務の中で、定期的な清掃は行う予定です。ただし、野鳥との関係も考慮し、作業を進める必要があると考えています。
Q163	公園内で喫煙はできますか。	A163	禁煙とする予定はありません。
Q164	反対署名が約3,000通集まっていますが、集まっていることについてどう受け止めていますか。	A164	要望として受け止めており、主旨をくみ取り、事業を進める上での参考にさせていただきます。
Q165	反対署名の数が、行政が実施したアンケートにおける賛成数を超えていることについてどう考えていますか。	A165	反対署名が来ていることは受け止めますが、同じ条件で、賛成署名を取った訳ではなく、署名数をもって、事業の是非を判断するものではないと考えます。
Q166	反対派の署名は市長に届いていますか。	A166	反対署名については、市長も確認しています。
Q167	なぜ、地元自治会に対してアンケート調査を実施しなかったのですか。	A167	幅広い意見を聴取するため、公園1km圏内の地域の方々を対象に無作為にアンケートを実施しました。
Q168	住民全員が納得するのは不可能だと思いますが、どれくらいの住民が納得すれば進めるのですか。	A168	議会の議決により令和3年度にパークPFI事業者及び指定管理者を公園毎に一括公募し、同一事業者を選定・指定することとし、桃山公園及び江坂公園から実施することが決定しているため事業は進めていきます。反映できる住民意見については、事業実施の各段階で反映させながら事業を進めていきます。
Q169	事業者決定後、住民との意見交換の場は開催されますか。今回の説明会だけでは不十分です。	A169	工事着工前に説明会をする予定ですが、事業内容の審査を経て事業者が選定されているため、住民意見については、反映できるものと反映できないものがあります。
Q170	市長の公約だから事業を進めるのですか。	A170	公約を基に総合的かつ俯瞰的に判断し、行政内で政策決定して事業を進めています。
Q171	バードツリーの効果検証をしてから実施すべきでないですか。	A171	今回の事業は桃山公園の魅力向上を目的として実施するものです。バードツリーについては、公園の魅力向上に寄与し、四季を通じて多くの方が公園を訪れるようになったと認識しております。
Q172	なぜ、そんなに急いで進めるのでしょうか。地元住民と時間をかけて話し合いの場をもってから進められませんか。これだけ強引に進めるのはなぜですか。	A172	議会の議決により令和3年度にパークPFI事業者及び指定管理者を公園毎に一括公募し、同一事業者を選定・指定することとし、桃山公園及び江坂公園から実施することが決定しているため事業は進めていきます。政策決定し議会で承認された事業であり、事業効果の早期発現に向け実施します。今後は、連合自治会からの回覧や、マンションの掲示板への掲示、公園内に資料を掲示するなどの方法で周知します。

Q173	どうすればこの事業を止められますか。	A173	議決を経て進めているものであり、事業効果の早期発現を目指します。
Q174	次はどこを公園を進めますか。	A174	令和3年度、千里北公園と中の島公園の魅力向上について検討を行います。
Q175	アンケートの結果は公表したのですか。	A175	ホームページで公表しています。
Q176	パブリックコメントでは桃山公園に対する反対意見が多かったですが、市の見解を教えてください。	A176	パブリックコメントは、定性的なご意見(不安やニーズなど)をいただくための手法です。定量的な評価をするものではないと考えています。事業を進めるうえでの参考にさせていただきます。
Q177	目指すべき姿は市民と協働でつくったのか。	A177	市民へのアンケートや日ごろからの苦情、要望、パブリックコメントなどから作成しました。
Q178	事業者が決まると市民は何も要望できないのですか。	A178	事業内容について、大きな変更はできませんが、細かい変更については市が窓口となって事業者と協議を行います。
Q179	トイレの更新や池の清掃などが目的ですか。この費用を賄うためにこの事業を進めているのですか。	A179	公園の魅力向上を図り、より多くの人にこの公園を知ってもらい、1年を通じて楽しんでもらいたいと考えています。民間の資金やノウハウを活用し、トイレの更新など行政が抱える課題もあわせて解決する予定です。
Q180	収益が出ない場合は公園施設の整備がされないのですか。	A180	収益にかかわらず事業者が20年間の収益を見込んで先行投資していただくため(トイレの更新など)、公園施設の整備がされないことはありません。
Q181	桃山公園は、徒歩圏内の住民の利用を想定した地区公園となっていますが、駐車場を設置することは分類を変えるのですか。	A181	地区公園という分類を変えるわけではありません。地区公園であっても徒歩圏内の住民の利用のみを想定している訳ではありません。市内の他の地区公園にも利便性の向上のために駐車場が設置されています。
Q182	今回の事業におけるパークPFIの発案者は誰ですか。	A182	市長がパークマネジメントを公約で掲げたことを受け、実現に向けた検討を行い、市として政策決定したものです。公園の魅力向上を目的として実施する事業です。
Q183	市長や議員はこの公園を見ているのですか。	A183	市長は現場の確認を行っています。議員については把握していません。
Q184	事業が失敗したら、その責任は公園みどり室と賛成した議員にありますか。	A184	本事業は吹田市が市議会の議決を経て行うものです。
Q185	何を根拠に「利用目的や利用者層が限定されている」と言われるのでしょうか。	A185	昨年8月に実施した利用者アンケートなどに基づいています。
Q186	貴重な樹木を伐採してまで駐車場を設置し、「利用目的や利用者層を増やす」必要があるのでしょうか。	A186	一部、樹木の撤去を行いますが、新たな利用者層が増えるなど、総じて、公園の魅力向上に寄与するものと考えています。

その他

Q187	市議会の決議事項には「公園を清潔に保つこと」の付帯事項がつけられと聞いていますが、実行の保証は誰が行うのでしょうか。	A187	決議事項には付帯事項はつけられておりません。
Q188	「どこの」「誰の」顔を見て、この事業を進めているのですか。	A188	この公園をより魅力的にし、現在公園を利用されている方、まだ利用されていない方、将来の吹田市民に満足していただける公園となるよう、事業を進めています。
Q189	サウンディング型市場調査で参入意欲を示した民間事業者をすべて教えてください。	A189	事業者名はお答えできませんが、公園毎の提案者数などについては、公園みどり室ホームページで公開しています。
Q190	サウンディング型市場調査の実施内容を教えてください。	A190	公園みどり室ホームページで公開しています。
Q191	ニーズ調査のアンケートの質問内容と回答内容(回答数も)教えてください。	A191	公園みどり室ホームページで公開しています。
Q192	恣意的なアンケート作ったのではないですか。	A192	恣意的に作っていません。
Q193	市民意見募集の結果(主な内容と数)、意見を出した市民の住区、年齢などを教えてください。	A193	市民意見募集(パブリックコメント)結果については、公園みどり室ホームページで公開しています。市民の属性などは把握しておりません。
Q194	地域の方と話をするのはこの話し合いでしょうか。	A194	今回の全体説明会や、これまで実施した連合自治会、単自治会などの説明会を指しています。
Q195	収益施設の毎月の収益の概算を教えてください。また、その収益が公園管理を補うだけ得られるという根拠を教えてください。	A195	収益施設については、今後事業者からの具体的な提案を受けて決まっていくもので、現時点で収益の概算はわかりません。事業者に公園整備費用の一部を補っていただくことについては、サウンディング調査により確認しています。
Q196	市長はこの内容を知っていますか。	A196	本事業は市事業として実施するものであり、市長とも随時協議を行っています。
Q197	今回の樹木の伐採計画は市長、吹田市の行動規範と全く矛盾するものであり、怒り心頭している住民がいることを市長に伝えていただき、それでもこの計画を推進されるのかご回答ください。	A197	市長には、これまでの署名の他、6月の全体説明会の報告も行っています。その上で、事業を進めているものです。
Q198	千里南公園のカフェの評価はどうですか。また、散策やジョギングをしている人の感想は聞いていますか。	A198	公園利用者に対して個別のヒアリングは実施していませんが、年間を通じて多くの方が公園を訪れるようになり、公園の魅力向上に寄与していると認識しています。
Q199	千里南公園の駐車場、カフェ、公園管理全体の財政報告は行われていますか。	A199	千里南公園は今回の桃山公園の事業とは手法が異なり、事業者に公園全体の管理を任せていません。よって、財政報告も義務付けていません。
Q200	南千里のカフェができて公園がひどいものとなったと思います。この状況をどう受け止めていますか。	A200	千里南公園のカフェなどの評価は賛否あると認識しています。市としては、年間を通じて多くの方が公園を訪れるようになり、公園の魅力向上に寄与していると認識しています。

Q201	収益施設を作ることが公園の属性を失うことになりませんか。	A201	収益施設は公園利用者の利便性を高め、公園の魅力を高める一つの要素であると考えています。
Q202	住民との対立意見に対して、どう折り合いをつけるのですか。解決するまで何回も説明会をするのですか。	A202	公共事業におきましては、住民全員が合意して進められることはないと考えています。公募前の全体説明会はこれが最後となります。
Q203	なぜ2回目の説明会を行うことになったのですか。	A203	より丁寧な意見の回答を返す機会を設けるためです。
Q204	説明会で、公園は住民の生活環境を守ってきたことや、医療費の抑制につながっているのではないかとの声がありました。どのようにお考えでしょうか。	A204	ご発言のとおりであると考えています。
Q205	桃山公園は千里ニュータウンの象徴的なみどりであり、住民、市民、地域社会への悪影響は計り知れないと思いますが、どのようにお考えであり、今後どのような政策案をお考えになるのでしょうか。	A205	現在の桃山公園のみどりは、公園の魅力を象徴するものであると認識しています。今回の再整備により、公園の総合的な魅力はさらに高まると考えており、事業の実施にあたっては自然環境や景観に配慮し進めていく予定です。
Q206	今後の部門間調整のプロセスをお教えてください。自転車まちづくり、駐輪場の改修も検討事項だと思いますが、所管外との回答でしたが、企画、環境部局の責任者の回答を改めてお願いしたいと思えます。	A206	庁内の関係部局とはこれまでも情報共有を行っています。今後も引続き、事業の各段階において庁内の幹部会議などで共有しながら進めていくことを確認しています。
Q207	署名の重要性は考えないとの回答は今でも適切な回答とお考えでしょうか。もしそうであれば、市民協働の文字通り、一緒に訪問調査をさせていただきたく、回答者にご帯同いただけませんか。	A207	署名の重要性は考えないとの発言はしておりません。反対署名が来てきていることは受け止めますが、同じ条件で、賛成署名を取った訳ではなく、署名数をもって、事業の是非を判断するものではないと考えています。
Q208	計画立案に住民、自治会、連合自治会へのサウンディングが不十分であったのではないのでしょうか。	A208	計画立案にあたっては、昨年8月より市民アンケート、パブリックコメント、現在実施している説明会などを経て意見を聴取したものと考えています。
Q209	第1案が流出時に、住民が賛否を問わず驚かれたことをどのようにお考えでしょうか。今までの事実でない説明事項(駐車場売却経緯)も含め、市民・住民との信頼関係の構築ができていません。本件に関するご見解をお示ください。	A209	昨年8月以降、連合自治会などへの個別説明などを実施してきましたが、周知が十分ではなかったというご意見は真摯に受け止めています。3月以降の説明会などをとおして、地域の方々との信頼関係を構築出来るよう努めているところです。
Q210	コンサルに丸投げした資料が土木部から流出したと伺っています。コンサルを委託費も含めてお教えてください。このコンサル案を当局としてどのように受け止められたのでしょうか。第1案からコンビニが削除され、駐車場の位置、規模が変更された経緯も含めご説明下さい。情報開示方法が公平でなく、住民間、家族間で疑心暗鬼が生じています。ご見解をお示ください。	A210	桃山公園及び江坂公園の検討にあたり、一部補助業務をコンサルタントへ発注しておりますが、目指すべき姿は、行政が様々な立場のご意見をふまえて作成したものであり、コンサルタントが作成したものではありません。委託したコンサルタントは、応用技術㈱であり、委託費は1公園合わせて約1,000万円です。配置案などの変更は、パブリックコメントや市民意見などをふまえたものであり、情報開示についても、市ホームページ、自治会などへの回覧、現地への掲示など、適切な対応を取っています。
Q211	今回の計画を差し戻して、住民と市長の対話の場も織り込んだ市民ワークショップを開催することではないのでしょうか。	A211	本事業は、議会の議決を経て実施するものであり、計画を作成するための市民ワークショップを開催する予定はありません。
Q212	今後の市民との意思疎通の方法についてお示下さい。	A212	今後の事業の進捗に応じて、各段階において市民との意思疎通の場を設けさせていただき予定です。
Q213	環境自治意識が高い地域では、クラウドファンディングの検討など、PFI以外の手法の検討も必要だと考えますが、当局のご見解をお教えてください。現制度で可能であればその制度についてお教えてください。	A213	本事業は、パークPFI事業にて実施することを議会の議決を受けて実施するものです。今後、公園の管理運営を進めていくにあたり、寄付金を募るなど、地域の協力を得ながら進めていくことは可能であると考えており、引続き検討してまいります。

Q214	桃山公園管理の財政計画や長期のビジョンもよくわかりません。現状の問題点、改善すべき事項、対策、リスク管理をせめて10年、できれば20年のスパンでお示ください。	A214	現時点で、公園管理にかかる経費は一定確保出来ていますが、今後、費用を拡大出来る見込みはなく、一方で施設の老朽化、人件費の高騰などにより、将来的に十分な市民サービスを提供できる公園管理が行えないことが想定されます。桃山公園では、国が創設したパークPFI事業と指定管理者制度を活用し、効率的、効果的に事業を進めていきます。
Q215	小学生がマラソン大会で園路を使っていますが、邪魔になるのではないですか。	A215	小学生のマラソン大会など、現在行われている学校や保育園などの行事については、引き続き使用できます。
Q216	前回の説明会の内容を市長や市の幹部にいつ報告しましたか。	A216	6月28日、29日に報告しています。
Q217	その報告に対してどのような指示や意見がありましたか。	A217	2回目の説明会を行うこと及び8月初旬の公募開始に向け準備を進めることを確認しました。収益施設については必要な施設であることを改めて確認しました。ただし、各施設などの規模については明記せず、可能な限り、自然環境への負荷を軽減した提案を求めることになりました。
Q218	どれくらいの予算を計上していますか。	A218	桃山公園のパークPFIに対する予算は約1億2,000万円で、指定管理の管理委託に対する予算は年間で約2,000万円です。ただし、事業者提案により減額となることがあります。
Q219	主要な公園はどう決めたのですか。	A219	面積が大きく、都市公園が持つポテンシャルを発揮できると想定される8公園を選んでいきます。
Q220	地域型公園 市はどのように認識しているのですか。	A220	地域型公園という定義はありませんが、桃山公園が地域を含む、多くの市民に親しんでいただける公園となることを目指しています。
Q221	前回の説明会資料の5ページで、指定管理者に対して必要な措置を講じるとは、具体的にどうするのですか。	A221	是正を指示し、要請に従わない場合は、指定管理者の指定取り消し、業務の停止を命じることがあります。
Q222	教育機関にサウンディング調査されたのか	A222	竹見台、桃山台の小中学校、保育園などに対して、日常の公園利用状況について確認を行っています。
Q223	桃山台駅から降りてくる人の流れは調べましたか。	A223	平成29年の乗降客数は、約4万人/日となっています。(江坂駅:約10万人/日) 目指すべき姿の作成にあたっては、ビッグデータの活用による分析も実施しました。
Q224	イベントは必要ですか。 また、竹林の近くに住んでいますが、そこでもイベントは行われますか。	A224	新たな交流を創出するためのイベントは必要だと考えています。 ただし、開催場所、内容、頻度については、公園の利用状況や周辺環境にも配慮しながら、公園協議会での協議や事業者提案に基づき実施する予定です。
Q225	駐輪場建物は地下型、エコサイクルにできませんか	A225	現時点で建替え予定はありません。